

中央教育審議会・教育課程部会の審議状況

文部科学省初等中等教育局参事官付教科調査官
国立教育政策研究所教育課程研究センター 教育課程調査官 池守 滋

1. これまでの経緯

本稿では、中央教育審議会の初等中等教育分科会教育課程部会におけるこれまでの審議状況を簡単に振り返り、今後の審議について述べる。

教育課程部会は、平成17年2月に中山成彬文部科学大臣（当時）よりの審議要請を受け、同年4月から学習指導要領の見直しについて審議を行ってきた。平成18年2月には、教育課程部会として「審議経過報告」を取りまとめ、学習指導要領の見直しについての基本的な考え方や方向性を整理した。この報告の中で、「生きる力」を育むための具体的な手立ての確立という観点から、知識・技能の修得と探求の間に、知識・技能を活用するという過程を位置付け、重視することにより、修得型の教育と探求型の教育の両方を総合的に行うことが必要であると示した。特に、方法論として、「言葉」の重視、「体験」の充実を提起している。

これを受け、教育課程部会において平成18年4月以降には、「言葉」と「体験」を重視した学習や生活の基盤づくりを、各学校段階や各教科などにおいてどのように実現するかについて具体的な各論を精力的に審議してきた。これに併せ、専門教育の検討を行う産業教育専門部会

を設け、同様に4月から検討を重ねるなど、全ての学習指導要領の改訂に向け審議をしてきた。一方、春と秋の国会においては教育基本法改正について様々な視点からの審議が行われた。また、同時に高等学校の必修科目の未履修、いじめの多発などの問題が発生した。このため、従来の議論に加え、教育基本法改正を踏まえた検討及び未履修問題、いじめなどを視野に入れた検討も教育課程部会において必要となった。

このような状況の中、本年1月末に任期を迎える第3期の教育課程部会としては、これまでの審議を一旦整理し、第4期に引き継ぐ必要があることから、本年1月に「第3期教育課程部会の審議の状況について」を取りまとめた（図1参照）。

2. 第3期教育課程部会の審議の状況について

第3期教育課程部会では、学習指導要領全体の見直しについて、基本的な考え方から各教科ごとの具体的な改善にいたるまで多くの課題について検討を重ねてきた。「審議の状況について」は、これまで教育課程部会で審議がなされてきた様々な課題の中から主要なものについて、現在どこまで審議が行われており、今後さらにどのような検討が必要かという観点で取りまとめられている。「審議の状況について」は、こ

教育課程部会の審議状況と今後の課題について

平成17年2月 学習指導要領の見直しに着手(大臣からの検討要請)

平成17年4月 ○教育課程部会発足

☆基本的方向性に関する審議

平成18年2月 ●「審議経過報告」をとりまとめ

☆基本的方向性に関する報告

- ・言葉と体験の重視
- ・国語力の充実、理数教育の改善、外国語教育の改善
- ・伝統、文化に関する教育、規範意識の育成、
運動の習慣づくり、食育の充実
- ・授業時数の見直し、学校週5日制の維持
- ・到達目標の明確化、学力調査 など

平成18年4月 ○小・中・高校部会、教科別専門部会での審議

☆学習指導要領の具体的改訂事項に関する審議

平成18年夏～ ●部会審議を踏まえて、学習指導要領の具体的改訂事項を
詰める段階の審議

- ★各教科等で改善充実する内容
(例)漢字、古典の扱い(国語)
- ★教科横断的事項
(例)国語力や論理的思考力の育成
- ★特定の重要課題
(例)小学校段階の英語活動、高校の必修科目の扱い
- ★授業時数の在り方
- ★到達目標や評価の在り方 など

教育基本法改正や国会審議等を踏まえ、学習指導要領改訂

れまでの審議の経過について触れた上で、「教育基本法改正を踏まえた検討」、「教育内容の改善」、「教育課程の枠組みの改善」、「学校教育の保証のためのシステムの構築」に分けて課題を整理している。

「教育基本法改正を踏まえた検討」では、教育基本法改正を踏まえ、

①学習指導要領の改訂に当たって重視している「社会的な自立」や「社会参画」のためにどのような力や知識が必要か。

②国会で指導の充実が必要とされた教育内容をどのように改善するか。

といった検討を今後さらに深める必要があるとしている。

次に、「教育内容の改善」では、小・中・高校といった各学校段階の教育内容の改善については、発達の段階に応じた教育課程編成や指導の工夫を具体的にどのように行うかといった点に関する検討状況を整理している。また、各教科などの教育内容の改善に関しては、それぞれにおいて、基礎的・基本的な知識・技能を定着させ、これらの知識・技能を活用し、探求型の学習へと発展させるための具体的な過程をどう位置付けるかなどについての検討状況をまとめている。

「教育課程の枠組みの改善」では、「指導方法の改善」、「授業時数の在り方と学校、家庭及び地域の役割分担と連携」、「高校の必修修科目の在り方」といった重要な課題についての現段階の議論を整理した。例えば、考えるための時間や観察・実験の時間が必要であることから、国語力の育成や理数教育、英語教育について必要な授業時間数を確保するべきとの意見が多く、今後さらに具体的な検討が必要であるとしたほか、高校教育の水準の確保なども今後の検討課題と位置付けている。

最後に、「学校教育の質の保証のためのシステムの構築」については、教育課程にPDCAサ

イクルを確立させるための方策としての達成目標や学習評価についての検討や条件整備の必要性などについて記述している。

3. 今後の審議について

本年3月末には第4期の教育課程部会がスタートした（図2 第4期教育課程部会検討体制参照）。これまで、義務教育と一括して審議してきた社会科を「小学校・中学校社会専門部会」と「高等学校地理歴史・公民専門部会」に、同様に理科を「小学校・中学校理科専門部会」と「高等学校理科専門部会」に分け、より具体的に各教科の学習内容について審議することとなった。

また、第3期まで検討事項に加えて、次の項目に沿って審議される予定である。

第4期教育課程部会今後の主な検討項目（案）

- ・教育基本法の改正に対応する教育内容の在り方
- ・「国語力の育成」のための具体的な方途
- ・「理数教育の充実」のための具体的な方途
- ・「小学校段階の英語」の教育課程上の位置付け等について
- ・「体験活動の充実」のための具体的な方途
- ・小・中学校の授業時数の在り方
- ・高等学校の必修修科目の在り方
- ・到達目標の明確化、学習評価の在り方

特に、昨年問題となった高等学校の必修修教科・科目については、「将来の社会人として、特定の専門のみに偏ることなく幅広く知識と教養を身に付けさせることができるよう必修修科目の在り方について検討する」とされている。高等学校教育そのものについて、高校生にとっ

て最低限必要な知識と教養とは何か、高等学校教育の水準について等、これまでの審議をさらに深めていくこととなっている。

4. 教科「工業」は？

専門教育に関する改訂の方向性については、ご承知のとおり昨年9月に他の教科とともに検討素案として示された（表1 専門教育に関する改訂の方向性（検討素案）参照）。この中において、教科「工業」については下記のとおりである。

各教科別の視点（工業のみ抜粋）

（2）工 業

国際分業の進展と国際競争の激化が進む中、工業技術の高度化、環境・エネルギー制約の深刻化、産業用マイクロコンピュータによる情報化とネットワーク化の進展、技術者倫理の要請の高まり等に対応し、新たな時代のものづくり産業を支える人材を育成する観点から、科目の新設、関連科目の整理統合、内容の見直しについて検討。

今後、改めて産業教育専門部会が再開し、昨年の検討を踏まえ、次期学習指導要領の各専門教科・科目についてより具体的な審議を行うこととなっている。

第 4 期教育課程部会の検討体制(案)

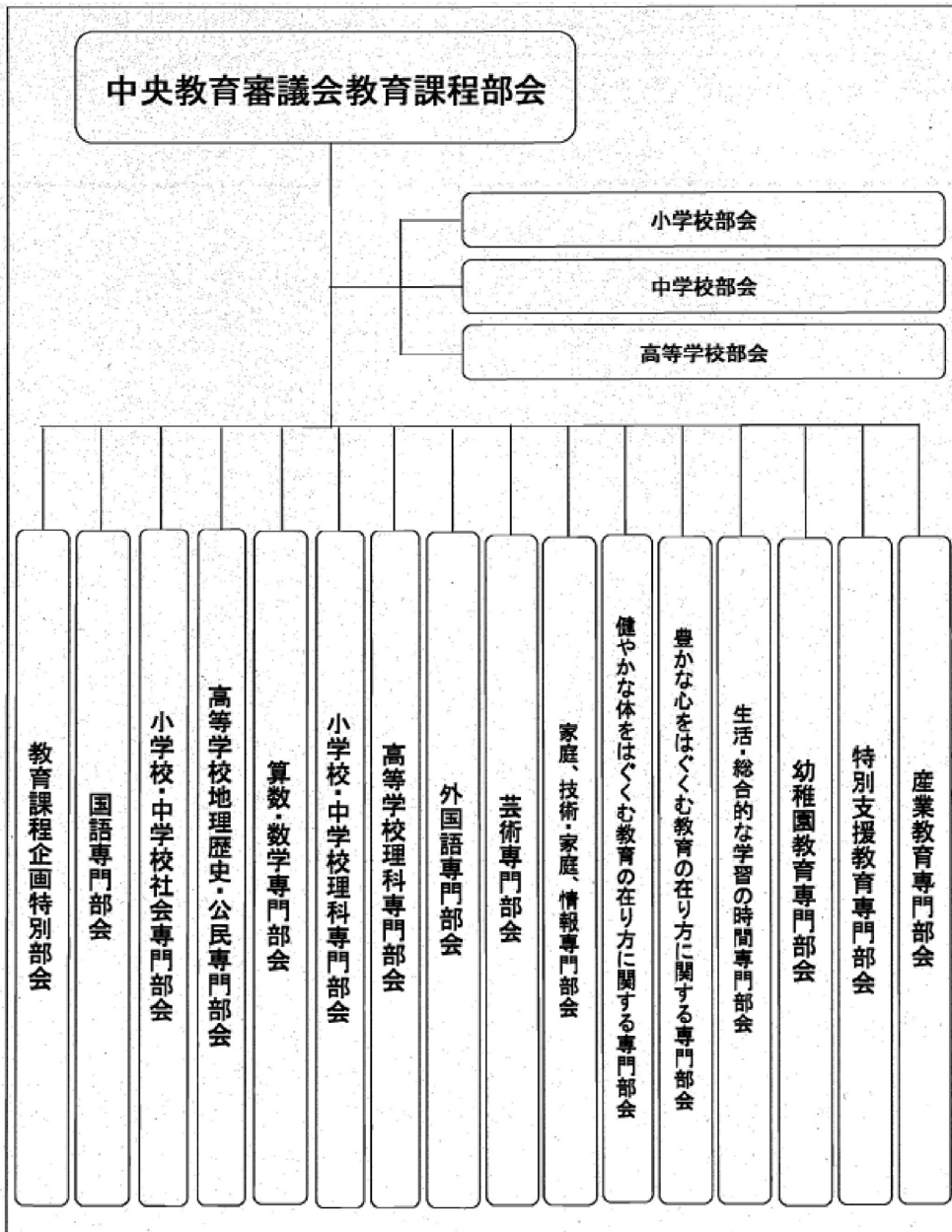


図 2

産業教育に関する改訂の方向性（検討素案）

各教科横断的な視点

【「将来のスペシャリストの育成」のため】

- (1) 将来のスペシャリストとして必要な専門性の基礎・基本を重視し、座学と実験・実習により専門分野に関する基礎的・基本的な知識・技術の定着を図るとともに、ものづくりや生産などの体験的学習を通して実践力を育成する。
- (2) 資格取得や有用な各種検定、競技会への挑戦等、目標を持った意欲的な学習を通して、専門分野に関する基礎的・基本的な知識・技術の定着、実践力の深化を図るとともに、課題を探索し解決する力、自ら考え行動する力、コミュニケーション能力、協調性、学ぶ意欲、働く意欲、チャレンジ精神などの積極性・創造性等を育成する。

【「将来の地域産業を担う人材の育成」のため】

- (1) 地域産業と連携した実践教育、就業体験等を充実させ、実践力、コミュニケーション能力等の育成を図るとともに、地域産業への理解を深めさせる。
- (2) 地域との交流を通し、地域の特色や環境を生かしたものづくり、生産等を学ばせ、地域社会への理解を深めさせる。

【「人間性豊かな職業人の育成」のため】

- (1) 人と接し、自然やものとかかわり、命を守り育てる職業教育の特長を生かし、職業人として必要な人間性を養うとともに、生命・自然・ものを大切にする心を育む。
- (2) 座学や実践的職業教育を通して、職業人として必要な遵法精神などの規範意識を育成する。

【専門高校に学ぶ生徒の意識の変化を踏まえ】

《起業意欲等チャレンジ精神の高まり》

- (1) 新たな産業分野や先端的技術への取組等を通して、課題を探索し解決する力、チャレンジ精神等を育成する。
- (2) 資格取得や有用な各種検定、競技会への挑戦等、目標を持った意欲的な学習を通して、達成する喜びや充実感など自己実現意識を醸成する。

《進路意識の多様化》

- (1) 弾力的な教育課程の編成等、生徒一人一人の進路希望に応じた教育が可能となるよう配慮する。
- (2) 実践的職業教育、就業体験等を通して、生徒一人一人の勤労観・職業観を高め、主体的に職業を選択する力や人生を設計する力を身に付けさせる。

表 1